

# 広次

# 彦 通信

No. 171

2006年10月5日

## 貸金業 グレーゾーン金利の見直しのなか 金利引き下げ必要ではないか(部長答弁)

最高裁は、貸金業のグレーゾーン金利を実質的に否定した判決をあいっいで出しています。

### 金利引下げの焦点は グレーゾーンの廃止

金利引き下げで焦点となつて  
いるのは、刑事罰をとまわな  
い利息制限法の上限金利15%  
と20%を上回り、刑事罰の  
もなう出資法の上限金利29.  
2%すれすれで融資するグ  
レーゾーン金利の廃止です。

金融庁の案では、期間6カ  
月1年・30万円と50万円の  
短期・少額の融資は「特例」と  
して、年28%もの高金利を認  
めようとしています。サラ金の  
1件あたりの貸し付け平均は、  
約40万円といわれており、「特  
例」が特例でない事態となるこ  
とはあきらかです。サラ金業界  
にとっては、この「特例」措置

は、司法では否定しているグ  
レーゾーン金利にお墨付きをもら  
って、高金利で貸し付けること  
ができるようになります。

### 利息制限法で計算

#### 返済の展望できる

サラ金利用者は「病気で急な  
お金が必要だった」「営業の資金  
繰りで銀行も貸してくれなかつ  
た」など、生活と営業を守るた  
めに、やむをえず利用を始めた  
という人がほとんどです。

下表はある相談者の事例です。  
サラ金9社に、毎月20万4  
千円の返済でした。「自己破産で  
はなく、返済をしたい」という  
ことで特定調停に望みました。  
結果は、毎月の返済は2万2千  
円となりました。4社には過払  
いがあり、債務残0円との調停  
となりました。過払い返還請求  
をおこない264万円の返還を  
勝ち取っています。

広次議員の質問に、市民部長  
は「消費生活センターに、グ  
レーゾーン金利や多重債務問題の  
相談が数多く寄せられており、  
市民の消費生活に混乱を招く要

因となっており、グレーゾーン  
金利の見直しをおこなうなかで、  
金利引き下げは必要ではないか  
と考える」と答弁しています。

業者	特定調停・前		特定調停・後		過払い金 取り戻し額
	残債務額	毎月の返済	残債務額	毎月の返済	
P社	96,569	4,000	0	0	290,000
T社	990,000	34,000	168,000	5,000	—
A社	490,000	22,000	0	0	600,000
D社	690,000	22,000	195,443	5,000	—
ほか	2,742,000	122,000	380,458	11,000	1,750,000
合計	5,008,569	204,000	743,901	22,000	2,640,000

※ 特定調停とは、裁判所の調停制  
度のひとつです。債務者が支払い  
できる金額で返済できるように、  
債務者とサラ金業者の間に、裁判  
所の調停員が入り、話し合える制  
度です。利息制限法にもとづいた  
計算をおこなうため、元金や毎月  
の返済額が減ることが多くありま  
す。ご相談ください。

### 活動ピックアップ

9月11日～26日 大分市議  
会9月定例議会。

16日・一般質問にたつ。  
26日・反対討論にたつ。

9月16日 『せせらぎの会』  
に参加し、「ほたるの乱舞を」  
と、二ナ獲りをして、一の瀬  
川・寒田川に放流しました。

9月16日 障害児の放課後を  
考えるシンポジウムに参加。

9月23日 敷戸校区6自治会  
合同敬老会に参加。今年も元  
気みなさんにお会いできま  
した。

9月23日 「交通安全フェア」  
に交通指導員として参加。  
！飲酒運転をなくそう！

9月27日～10月6日 決算  
審査特別委員会に出席。来年  
度予算に、決算特別委員会か  
らの要望を反映するため、今  
年から9月議会後、集中審議  
することになりました。